

Client Alert

16 September 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



中野 綾子
アソシエイト
03 6271 9879
Ayako.Nakano@bakermckenzie.com

モルディブ共和国：新知的財産権庁法 2025

概要

モルディブ知的財産庁法（以下、「法」）が2025年8月11日に可決され、2025年8月21日にモルディブ共和国大統領モハメド・ムイズにより批准された。同法は官報に掲載され、2026年1月1日より施行される。モルディブ知的財産庁法の施行による主な変更点は以下の通りである。

- (i) モルディブ知的財産庁の設立
- (ii) 現行の cautionary notice 制度から包括的な知的財産登録制度への変更

モルディブ共和国の現行法の背景

現在、モルディブ共和国では、2011年から著作権及び関連権利法が施行されており、2024年に改正された。しかし、著作権及び関連権利法は、文学的及び美術的著作物のみを対象としており、商標やその他の知的権利を対象としていない。商標に関する法律がなかったため、モルディブ共和国において商標、特許、工業意匠に関する保護を受けるためには、商標権者は「cautionary notice」を公表することにより、コモンローの「パッシングオフ」の原則に依拠する必要があった。

主な変更点

- モルディブ知的財産庁の設立

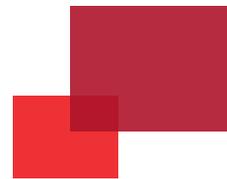
モルディブ知的財産庁の設立は、同法に基づく主な変更点の一つである。知的財産庁は、経済開発貿易省傘下の独立した政府機関となる。経済開発貿易大臣は、知的財産庁を統括する知的財産庁長官（庁長官）を任命する。

- 庁長官の職務

同法に定められた庁長官の主な責務は以下の通りである：

- 出願願書の提出および一般市民が情報を入手するための電子プラットフォームの設立
 - 知的財産登録簿の作成と維持
 - 知的財産権の出願に関する審査および決定、通知の発行、および出願への一般公開による透明性の維持
 - 同法に基づき委任されたその他の法定責任
- 更新された登録プロセス

同法は、知的財産に関する登録手続や審査ガイドラインに関する明確な要件を定めていないが、モルディブ共和国における全ての知的財産の登録手続を



規定するため、出願要件、審査手続、公開プロトコル、その他の要素に関する包括的な規則を施行日から6か月以内に起草し、実施することを庁長官に義務付けている。

上述の通り、庁長官は商標やその他の知的財産権の出願を行うための効率的で便利な手続を確立し、国民が利用可能なサービスに関する情報に容易にアクセスできるよう、電子プラットフォームを維持・開発する責任を負う。

同法はまた、電子プラットフォーム内の情報の正確性を維持するための更新手続の義務化も目指している。知的財産権者はまた、プラットフォームにおける誤りの訂正や情報の修正を要求する権利を有する。

- 異議申立と審査手続

本法に基づき、知的財産は、庁長官の決定に同意できない理由を証拠とともに提出した場合、決定から14日以内に庁長官の決定に異議を申し立てることができる。

異議申立を受けた庁長官の決定を審査するために、同法に基づき審査委員会が設置される。決定の見直しが必要な場合、追加の行政審査が行われ、45日以内に知的財産権者に決定が通知される。見直しが必要ない場合は、14日以内に決定が送付される。

知的財産権者が最初の行政審査後も決定に満足しない場合、知的財産権者は行政審査での決定から30日以内に裁判所に司法審査を請求することができる。また、庁長官が要求された期間内に決定を下さない場合にも、決定が下されるはずだった日から30日以内に司法審査を請求することができる。

これらの手続に関する詳細は、同法が施行された後、規則で定められる予定である。

- 施行スケジュール

同法は2026年1月1日に施行される。しかし、登録官は施行日から6か月後、すなわち2026年半ば頃までに、同法に基づき必要とされるすべての規則を作成し、公示する必要がある。したがって、商標登録手続に関する具体的な内容は、2026年半ばまで決定されない。

次のステップ

これは、モルディブ共和国の知的財産権に関する重要な変更である。既に公表されている cautionary notice を正式な商標出願に変更できるかどうか、またどのように変更できるかについては、現在のところ情報がない。また、同法に関連する規則は同法施行後に施行される予定であるため、モルディブ共和国において商標実務がどのように実施されるかについての明確な指針はない。したがって、モルディブ共和国において商標登録やその他の知的財産権の取得を希望される方は、同法の施行前および施行後の実施に関する今後の進展を待つことが重要である。